

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

一 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）	1
--	---

二 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）	36
---	----

平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

◎ 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）（抄）

（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（平成十六年改正法附則第七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第七条第二項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条に規定する政令で定める率等） 第一条 平成二十五年十月以降の月分の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年	（平成十六年改正法附則第七条第二項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条に規定する政令で定める率等） 第一条 平成二十四年四月以降の月分の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による年金たる給付（付加年金を除く。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付、昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年

金たる保険給付、移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる規定に規定する当該年度の国民年金法第二十七条に規定する改定率の改定の基準となる率に○・九九〇を乗じて得た率として政令で定める率は○・九九〇とし、当該各号に掲げる規定に規定する○・九七八に当該政令で定める率を乗じて得た率を基準として政令で定める率は○・九六八とする。

一 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。

以下「平成十六年改正法」という。）附則第七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第七条第二項の規定により読み替えられた、平成十六年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条及び平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十四条第一項

二 平成十六年改正法附則第八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第八条第二項の規定により読み替えられた、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十二条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条第一項、昭和六十年改正法附則第百九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）附則第十六条第二項及び昭和六十年改正法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和

金たる保険給付、移行農林共済年金（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金をいう。以下同じ。）及び移行農林年金（同条第六項に規定する移行農林年金をいう。以下同じ。）について、次の各号に掲げる規定に規定する政令で定める率は、○・九七八とする。

一 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。

以下「平成十六年改正法」という。）附則第七条第二項の規定により読み替えられた、平成十六年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条及び平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十四条第一項

二 平成十六年改正法附則第八条第二項の規定により読み替えられた、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十二条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条第一項、昭和六十年改正法附則第百九条の規定による改正前の国民年金法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第八十六号）附則第十六条第二項及び昭和六十年改正法第六条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号。以下「改正前の法律第九十二号」と

四十八年法律第九十二号。以下「改正前の法律第九十二号」という。
）附則第二十条第二項

三 平成十六年改正法附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第二項の規定により読み替えられた、平成十六年改正法第七条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条第二項、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十二条及び平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十一条第一項

四 平成十六年改正法附則第二十八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第二項の規定により読み替えられた、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第三十四条第一項第一号、昭和六十年改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号。以下「旧交渉法」という。）第二十五条の二及び改正前の法律第九十二号附則第三条第二項

五 平成十六年改正法附則第二十九条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十九条第二項の規定により読み替えられた、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法第八十七条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」

いう。）附則第二十条第二項

三 平成十六年改正法附則第二十七条第二項の規定により読み替えられた、平成十六年改正法第七条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条第二項、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第五十二条及び平成十六年改正法第二十七条の規定による改正前の国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第二十一条第一項

四 平成十六年改正法附則第二十八条第二項の規定により読み替えられた、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という。）第三十四条第一項第一号、昭和六十年改正法附則第二条第一項の規定による廃止前の厚生年金保険及び船員保険交渉法（昭和二十九年法律第百十七号。以下「旧交渉法」という。）第二十五条の二及び改正前の法律第九十二号附則第三条第二項

五 平成十六年改正法附則第二十九条第二項の規定により読み替えられた、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法第八十七条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）第三十五条第一号、旧交渉法第二十六条、昭和六十年改

という。〕第三十五条第一号、旧交渉法第二十六条、昭和六十年改正法附則第一百七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）附則第十六条第三項及び改正前の法律第九十二号附則第八条第四項

六 平成十六年改正法附則第五十二条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十二条第二項の規定により読み替えられた、平成十六年改正法第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下同じ。）第三十七条第一項第一号、廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。以下同じ。）附則第十五条第一項第一号及び農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十四号。以下「平成十二年農林共済改正法」という。）附則第四条第一項第二号

七 平成十六年改正法附則第五十三条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十三条第二項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第五項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十条第一項

（平成十八年四月以降の月分の国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置についての読替え）

第一条の二（略）

正法附則第一百七条の規定による改正前の船員保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五号）附則第十六条第三項及び改正前の法律第九十二号附則第八条第四項

六 平成十六年改正法附則第五十二条第二項の規定により読み替えられた、平成十六年改正法第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下同じ。）第三十七条第一項第一号、廃止前昭和六十年農林共済改正法（平成十三年統合法附則第二条第一項第三号に規定する廃止前昭和六十年農林共済改正法をいう。以下同じ。）附則第十五条第一項第一号及び農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十四号。以下「平成十二年農林共済改正法」という。）附則第四条第一項第二号

七 平成十六年改正法附則第五十三条第二項の規定により読み替えられた平成十六年改正法第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第五項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第三十条第一項

（平成十八年四月以降の月分の国民年金法による年金たる給付等の額の計算に関する経過措置についての読替え）

第一条の二（略）

2・3 (略)

4 平成二十五年十月以降の月分の国民年金法による年金たる給付について平成十六年改正法附則第七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第七条第一項の規定を適用する場合には、同条第二項の規定によるほか、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十七条第一項第一号中「附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による老齢福祉年金の額（同条第三項において準用する国民年金法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）」とあるのは「三十九万八千八百円」と、同項第二号中「額（附則第九条又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）」とあるのは「額」と読み替えるものとし、平成十六年改正法附則第七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第七条第一項に規定する改正後の国民年金法等の規定には、平成十六年改正法附則第十条第一項の規定を含むものとし、平成十六年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条各号の規定は、平成十六年改正法附則第十条第一項各号の規定に読み替えるものとする。

第二条 平成二十五年十月以降の月分の昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付（障害年金を除く。）について平成十六年改正法附則第八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第八条第一項の規定を適用する場合には、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「昭和六十一年経過措置政令」という。）第四十九条中「昭和六十年改正法附則第三十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四

2・3 (略)

4 平成二十四年四月以降の月分の国民年金法による年金たる給付について平成十六年改正法附則第七条第一項の規定を適用する場合には、同条第二項の規定によるほか、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第十七条第一項第一号中「附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法による老齢福祉年金の額（同条第三項において準用する国民年金法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）」とあるのは「四十万二千九百円」と、同項第二号中「額（附則第九条又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）」とあるのは「額」と読み替えるものとし、平成十六年改正法附則第七条第一項に規定する改正後の国民年金法等の規定には、平成十六年改正法附則第十条第一項の規定を含むものとし、平成十六年改正法第一条の規定による改正前の国民年金法第二十七条各号の規定は、平成十六年改正法附則第十条第一項各号の規定に読み替えるものとする。

第二条 平成二十四年四月以降の月分の昭和六十年改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付（障害年金を除く。）について平成十六年改正法附則第八条第一項の規定を適用する場合には、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。以下「昭和六十一年経過措置政令」という。）第四十九条中「昭和六十年改正法附則第三十二条第二項」とあるのは、「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三

号)第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十二条第二項」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(平成二十五年十月以降の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額の計算に関する経過措置についての読替え等)

第四条 平成二十五年十月以降の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第一項の規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
平成十六年改正法第十	(略)	(略)
四条の規定による改正前の昭和六十年改正法	附則第五十九条第二項第二号及び第七十三条第一項第二号	国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(附則第九条又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。)
		七十七万八千五百円

十二条第二項」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(平成二十四年四月以降の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付等の額の計算に関する経過措置についての読替え等)

第四条 平成二十四年四月以降の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二十七条第一項の規定を適用する場合においては、同条第二項の規定によるほか、次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
平成十六年改正法第十	(略)	(略)
四条の規定による改正前の昭和六十年改正法	附則第五十九条第二項第二号及び第七十三条第一項第二号	国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額(附則第九条又は同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。)
		七十八万六千五百円

			平成十六年 改正法第二 十七条の規 定による改 正前の平成 十二年改正 法
	(略)	附則第二十 条第一項	
	(略)	合算した額	
合算した額（平成十三年十 二月以前の被保険者期間が あるときにあつてはその額 に○・九六八を、平成十四 年一月以後の被保険者期間 のみがあるとき（当該被保 険者期間が平成十五年一月 以後の期間のみの場合を除 く。）にあつてはその額に ○・九七七を、平成十五年 一月以後の被保険者期間の みがあるとき（当該被保険 者期間が平成十七年一月以 後の期間のみの場合を除く 。）にあつてはその額に○ ・九八〇を、平成十七年一 月以後の被保険者期間のみ があるとき（当該被保険者 期間が平成二十二年一月以 後の期間のみの場合を除く 。）にあつてはその額に○ ・九八三を、平成二十二年 一月以後の被保険者期間の	(略)		

			平成十六年 改正法第二 十七条の規 定による改 正前の平成 十二年改正 法
	(略)	附則第二十 条第一項	
	(略)	合算した額	
合算した額（平成十三年十 二月以前の被保険者期間が あるときにあつてはその額 に○・九七八を、平成十四 年一月以後の被保険者期間 のみがあるとき（当該被保 険者期間が平成十五年一月 以後の期間のみの場合を除 く。）にあつてはその額に ○・九八七を、平成十五年 一月以後の被保険者期間の みがあるとき（当該被保険 者期間が平成十七年一月以 後の期間のみの場合を除く 。）にあつてはその額に○ ・九九〇を、平成十七年一 月以後の被保険者期間のみ があるとき（当該被保険者 期間が平成二十二年一月以 後の期間のみの場合を除く 。）にあつてはその額に○ ・九九三を、平成二十二年 一月以後の被保険者期間の	(略)		

(略)	(略)	
(略)		みがあるとき（当該被保険者期間が平成二十三年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九八七を、平成二十三年一月以後の被保険者期間のみがあるときにあつてはその額に〇・九九〇を、それぞれ乗じて得た額）

2 前項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二

二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七條第一項の規定を適用する場合において、平成十四年一月以後の厚生年金保険の被保険者期間があるときは、同条第二項の規定（同項の表第二十七條の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一条第一項の項に限る。）にかかわらず、平成十六年改正法第二十七條の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一条第一項中「一・〇三一を乗じて得た額」とあるのは、「一・〇三一を乗じて得た額（平成十三年十二月以前の被保険者期間があるときにあつてはその額に〇・九六八を、平成十四年一月以後の被保険者期間のみがあるときに（当該被保険者期間が平成十五年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九七七を、平成十五年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十七年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九八〇を、平成十七年

(略)	(略)	
(略)		みがあるとき（当該被保険者期間が平成二十三年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九八七を、それぞれ乗じて得た額）

2 前項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二

二十七條第一項の規定を適用する場合において、平成十四年一月以後の厚生年金保険の被保険者期間があるときは、同条第二項の規定（同項の表第二十七條の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一条第一項の項に限る。）にかかわらず、平成十六年改正法第二十七條の規定による改正前の平成十二年改正法附則第二十一条第一項中「一・〇三一を乗じて得た額」とあるのは、「一・〇三一を乗じて得た額（平成十三年十二月以前の被保険者期間があるときにあつてはその額に〇・九七八を、平成十四年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十五年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九八七を、平成十五年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十七年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九九〇を、平成十七年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成

一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成二十二年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九八三を、平成二十二年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成二十三年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九八七を、平成二十三年一月以後の被保険者期間のみがあるときにあつてはその額に〇・九九〇を、それぞれ乗じて得た額」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第一項の規定を適用する場合には、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定（他の法令において引用する場合を含む。）中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法	附則第九条 第一項第一号	（略）	
		乗じて得た額	乗じて得た額に 〇・九六八を乗じて得た額
国民年金法等の一部を改正する法律の施行期	附則第九条 第一項第二号	乗じて得た額	乗じて得た額に 〇・九六八を乗じて得た額
		乗じて得た額	乗じて得た額に 〇・九六八を乗じて得た額

二十二年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九八三を、平成二十二年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成二十三年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九八七を、平成二十三年一月以後の被保険者期間のみがあるときにあつてはその額に〇・九九七を、それぞれ乗じて得た額」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二十七条第一項の規定を適用する場合には、次の表の第一欄に掲げる法令の同表の第二欄に掲げる規定（他の法令において引用する場合を含む。）中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）第三条の規定による改正前の厚生年金保険法	附則第九条 第一項第一号	（略）	
		乗じて得た額	乗じて得た額に 〇・九七八を乗じて得た額
国民年金法等の一部を改正する法律の施行期	附則第九条 第一項第二号	乗じて得た額	乗じて得た額に 〇・九七八を乗じて得た額
		乗じて得た額	乗じて得た額に 〇・九七八を乗じて得た額

行に伴う経過措置に 関する政令（平成六 年政令第三百四十八 号。以下「平成六年 経過措置政令」とい う。）		乗じて得た額
--	--	--------

4 第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第一項の規定を適用する場合には、国民年金法施行令第の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百九十七号。以下「平成十六年改正政令」という。）の規定による改正前の次の表の第一欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定（他の法令において引用する場合を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号。第三十条において「沖縄特別措置政令」という。）	第五十二条	国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）	七十七万八千五百円
---	-------	---	-----------

行に伴う経過措置に 関する政令（平成六 年政令第三百四十八 号。以下「平成六年 経過措置政令」とい う。）		乗じて得た額
--	--	--------

4 第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二十七条第一項の規定を適用する場合には、国民年金法施行令第の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百九十七号。以下「平成十六年改正政令」という。）の規定による改正前の次の表の第一欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定（他の法令において引用する場合を含む。）は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号。第三十条において「沖縄特別措置政令」という。）	第五十二条	国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第十六条の二の規定により改定された額を含む。）	七十八万六千五百円
---	-------	---	-----------

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）	附則第三条第一項第一号	数を乗じて得た額	数を乗じて得た額に〇・九六八を乗じて得た額
	附則第三条第一項第二号	一・〇三一を乗じて得た額	一・〇三一を乗じて得た額に〇・九六八を乗じて得た額
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移	第二十条第一項	国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措	七十七万八千五百円

国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）	附則第三条第一項第一号	数を乗じて得た額	数を乗じて得た額に〇・九七八を乗じて得た額
	附則第三条第一項第二号	一・〇三一を乗じて得た額	一・〇三一を乗じて得た額に〇・九七八を乗じて得た額
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移	第二十条第一項	国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措	七十八万六千五百円

行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。）		置が講ぜられたときは、当該改定後の額）	
国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十四年政令第二百四十六号。以下「平成十四年整備政令」という。）	附則第二条 第一項第二号	一・〇三一を乗じて得た額	一・〇三一を乗じて得た額に〇・九六八を乗じて得た額

5 平成十九年四月以降の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付（遺族厚生年金に限る。）について平成十六年改正法附則第二十七条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十七条第一項の規定を適用する場合には、同項中「次条の規定により読み替えられた次項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正前の厚生年金保険法、第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法又は第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において「改正前の厚生年金保険法等の規定」という。）

行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。）		置が講ぜられたときは、当該改定後の額）	
国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十四年政令第二百四十六号。以下「平成十四年整備政令」という。）	附則第二条 第一項第二号	一・〇三一を乗じて得た額	一・〇三一を乗じて得た額に〇・九七八を乗じて得た額

5 平成十九年四月以降の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付（遺族厚生年金に限る。）について平成十六年改正法附則第二十七条第一項の規定を適用する場合には、同項中「次項の規定により読み替えられた第七条の規定による改正前の厚生年金保険法、第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法又は第二十七条の規定による改正前の平成十二年改正法の規定（他の法令において引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下この条において「改正前の厚生年金保険法等の規定」という。）により計算した額に満たない場合は、改正前の厚生年金保険法等」とあるのは、「平成十六年改正法

により計算した額に満たない場合は、改正前の厚生年金保険法等」とあるのは、「平成十六年改正法第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十条及び同条の規定に基づく政令の規定により計算した額に満たない場合は、平成十六年改正法第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条」とする。この場合において、平成十六年改正法第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十条第一号中「第四十三条第一項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第七条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第四十三条第一項」と、同項第二号中「第四十四条第一項」とあるのは「改正前厚生年金保険法第四十四条第一項」とする。

第五条 平成二十五年十月以降の月分の昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二十八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第一項の規定を適用する場合において、平成十四年一月以後の厚生年金保険の被保険者期間があるときは、同条第二項（同項の表昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第一項第二号の項及び昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第四項の項に限る。）の規定にかかわらず、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十四条第一項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額（平成十三年十二月以前の被保険者期間があるときにあつてはその額に〇・九六八を、平成十四年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十五年一月以後

第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十条及び同条の規定に基づく政令の規定により計算した額に満たない場合は、平成十六年改正法第十二条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条」とする。この場合において、平成十六年改正法第十二条の規定による改正後の厚生年金保険法第六十条第一号中「第四十三条第一項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第七条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第四十三条第一項」と、同項第二号中「第四十四条第一項」とあるのは「改正前厚生年金保険法第四十四条第一項」とする。

第五条 平成二十四年四月以降の月分の昭和六十年改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二十八条第一項の規定を適用する場合において、平成十四年一月以後の厚生年金保険の被保険者期間があるときは、同条第二項（同項の表昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第一項第二号の項及び昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第三十四条第四項の項に限る。）の規定にかかわらず、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第三十四条第一項第二号中「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額（平成十三年十二月以前の被保険者期間があるときにあつてはその額に〇・九七八を、平成十四年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十五年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九八七を、平

（にあつてはその額に〇・九八三を、平成二十二年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成二十三年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九八七を、平成二十三年一月以後の被保険者期間のみがあるときにあつてはその額に〇

とあるのは「合算額（平成十三年十二月以前の被保険者期間があると
きにあってはその額に〇・九六八を、平成十四年一月以後の被保険者

期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十五年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九七七を、平成十五年

一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十七年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九

八〇を、平成十七年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成二十二年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあ

つてはその額に〇・九八三を、平成二十二年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成二十三年一月以後の期間の

みの場合を除く。)にあつてはその額に〇・九八七を、平成二十三年一月以後の被保険者期間のみがあるときにあつてはその額に〇・九九

○を、それぞれ乗じて得た額」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二十八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第一項の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げ

成十五年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十七年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九九〇を、平成十七年一月以後の被保険者期間のみがあるとき

(当該被保険者期間が平成二十二年一月以後の期間のみの場合を除く。
)にあつてはその額に〇・九九三を、平成二十二年一月以後の被保

險者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成二十三年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九九七を、それ

それぞれ乗じて得た額」と、同条第四項中「合算額」とあるのは「合算額（平成十三年十二月以前の被保険者期間があるときにあつてはその

額に〇・九七八を、平成十四年一月以後の被保険者期間のみがあると
き(当該被保険者期間が平成十五年一月以後の期間のみの場合を除く

。) にあつてはその額に〇・九八七を、平成十五年一月以後の被保険者期間のみがあるとき(当該被保険者期間が平成十七年一月以後の期

間のみの場合を除く。)にあつてはその額に〇・九九〇を、平成十七年一月以後の被保険者期間のみがあるとき(当該被保険者期間が平成

二十二年一月以後の期間のみの場合を除く。)にあつてはその額に〇・九九三を、平成二十二年一月以後の被保険者期間のみがあるとき(

当該被保険者期間が平成二十三年一月以後の期間のみの場合を除く。

み替えるものとする。

2 前項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二十八条第一項の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法令の規定（他の法令において引用する場合を含む。）中同表の

る法令の規定（他の法令において引用する場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

昭和六十年改正法附則 第七十八条の二	合算して得た額
合算して得た額（平成十三年十二月以前の被保険者期間があるときにあつてはその額に〇・九六八を、平成十四年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十五年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九七七を、平成十五年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十七年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九八〇を、平成十七年一月以後の	

中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

昭和六十年改正法附則 第七十八条の二	合算して得た額
合算して得た額（平成十三年十二月以前の被保険者期間があるときにあつてはその額に〇・九七八を、平成十四年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十五年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九八七を、平成十五年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成十七年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九九〇を、平成十七年一月以後の	

昭和六十年改正法附則 第七十八條第二項の規		
計算した額	(略)	
計算した額に〇・九 六八を乗じて得た額	(略)	被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成二十二年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九八三を、平成二十二年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成二十三年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九八七を、平成二十三年一月以後の被保険者期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九八七を、それぞれ乗じて得た額
昭和六十年改正法附則 第七十八條第二項の規		
計算した額	(略)	
計算した額に〇・九 七八を乗じて得た額	(略)	被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成二十二年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九九三を、平成二十二年一月以後の被保険者期間のみがあるとき（当該被保険者期間が平成二十三年一月以後の期間のみの場合を除く。）にあつてはその額に〇・九九七を、それぞれ乗じて得た額

定によりなおその効力を有するものとされた旧沖縄特別措置政令（国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号。以下「政令第五十三号」という。）第五条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令をいう。以下同じ。）第五十二条第一項第二号	

3 第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二十八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第一項の規定を適用する場合には、平成十六年改正政令第三条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第九十三条及び第九十三条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成十六年改正政令第三条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第九十三条中「昭和六十一年改正法附則第七十八条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第十四条の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第七十八条第二項（次条において「改正前昭和六十一年改正法附則第七十八

定によりなおその効力を有するものとされた旧沖縄特別措置政令（国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和六十一年政令第五十三号。以下「政令第五十三号」という。）第五条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令をいう。以下同じ。）第五十二条第一項第二号	

3 第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二十八条第一項の規定を適用する場合には、平成十六年改正政令第三条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第九十三条及び第九十三条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成十六年改正政令第三条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第九十三条中「昭和六十一年改正法附則第七十八条第二項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第十四条の規定による改正前の昭和六十一年改正法附則第七十八条第二項（次条において「改正前昭和六十一年改正法附則第七十八

条第二項」という。）」と、平成十六年改正政令第三条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第九十三条の二中「昭和六十年改正法附則第七十八条第二項」とあるのは「改正前昭和六十年改正法附則第七十八条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二十八条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十八条第一項の規定を適用する場合には、前条第四項（同項の表沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の項（第五十四条第二項及び第五十六条の五第二項中「数を乗じて得た額」を「数を乗じて得た額に〇・九六八を乗じて得た額」に読み替える部分に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の項に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第六条 平成二十五年十月以降の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由による障害年金及び遺族年金を除く。）について平成十六年改正法附則第二十九条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十九条第一項の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法令の規定（他の法令において引用する場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

昭和六十年改正法附則第八十七条の二

合算して得た額

合算して得た額に
〇・九六八を乗じ

附則第七十八条第二項」とあるのは「改正前昭和六十年改正法附則第七十八条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二十八条第一項の規定を適用する場合には、前条第四項（同項の表沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の項（第五十四条第二項及び第五十六条の五第二項中「数を乗じて得た額」を「数を乗じて得た額に〇・九七八を乗じて得た額」に読み替える部分に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の項に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第六条 平成二十四年四月以降の月分の昭和六十年改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由による障害年金及び遺族年金を除く。）について平成十六年改正法附則第二十九条第一項の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法令の規定（他の法令において引用する場合を含む。）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、これらの規定を適用する。

昭和六十年改正法附則第八十七条の二

合算して得た額

合算して得た額に
〇・九七八を乗じ

昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧沖縄特別措置政令第五十八条第一項第二号	計算した額	(略)	て得た額
		計算した額に○・九六八を乗じて得た額	

2 前項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二

二十九条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十九条第一項の規定を適用する場合には、平成十六年改正政令第三条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第一百六条及び第一百六条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成十六年改正政令第三条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第一百六条中「昭和六十年改正法附則第八十七条第三項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項（次条において「改正前昭和六十年改正法附則第八十七条第三項」という。）」と、平成十六年改正政令第三条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第一百六条の二中「昭和六十年改正法附則第八十七条第三項」とあるのは「改正前昭和六十一年経過措置政令第一百六条の二」と読み替えるものとする。

昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧沖縄特別措置政令第五十八条第一項第二号	計算した額	(略)	て得た額
		計算した額に○・九七八を乗じて得た額	

2 前項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則第二

二十九条の二の規定を適用する場合には、平成十六年改正政令第三条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第一百六条及び第一百六条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成十六年改正政令第三条の規定による改正前の昭和六十一年経過措置政令第一百六条中「昭和六十年改正法附則第八十七条第三項」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項（次条において「改正前昭和六十年改正法附則第八十七条第三項」という。）」と、第百十六条の二中「昭和六十年改正法附則第八十七条第三項」とあるのは「改正前昭和六十年改正法附則第八十七条第三項」と読み替えるものとする。

3 第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則

第二十九条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十九条第一項の規定を適用する場合には、第四条第四項（同項の表沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の項（第五十四条第二項及び第五十六条の五第二項中「数を乗じて得た額」を「数を乗じて得た額に〇・九六八を乗じて得た額」に読み替える部分に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の項に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第七条 平成二十五年十月以降の月分の昭和六十年改正法附則第八十七

条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由による障害年金及び遺族年金に限る。）について平成十六年改正法附則第二十九条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第二十九条第一項の規定を適用する場合には、同条第二項の規定にかかわらず、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ、昭和六十一年経過措置政令第百十六条の規定により読み替えられた旧船員保険法施行令（政令第五十三号第四条の規定による改正前の船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）をいう。）第十三条第一項の規定によるほか、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧船員保険法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

3 第一項に規定する年金たる保険給付について平成十六年改正法附則

第二十九条第一項の規定を適用する場合には、第四条第四項（同項の表沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の項（第五十四条第二項及び第五十六条の五第二項中「数を乗じて得た額」を「数を乗じて得た額に〇・九七八を乗じて得た額」に読み替える部分に限る。）及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の項に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第七条 平成二十四年四月以降の月分の昭和六十年改正法附則第八十七

条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由による障害年金及び遺族年金に限る。）について平成十六年改正法附則第二十九条第一項の規定を適用する場合には、同条第二項の規定にかかわらず、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ、昭和六十一年経過措置政令第百十六条の規定により読み替えられた旧船員保険法施行令（政令第五十三号第四条の規定による改正前の船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）をいう。）第十三条第一項の規定によるほか、平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十七条第三項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧船員保険法の次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十一条第一項第一号及び第五十条ノ二第二項	相当スル金額	相当スル金額ニ〇・九六八ヲ乗ジテ得タル額
第四十一条第一項第一号ロ	三十七万七千六百六十円	三十六万五千九十一円
第四十一条第二項及び第五十条ノ二第三項	相当スル額	相当スル額ニ〇・九六八ヲ乗ジテ得タル額
第四十一条ノ二第一項	八十万四千二百円	七十七万八千五百円
	二十万三千四百円	二十二万四千円
	四十六万二千八百円	四十四万八千円
	七万七千百円	七万四千六百円
第五十条ノ二第一項第三号ロ	十八万八千五百八十円	十八万二千五百四十五円
第五十条ノ二第一項第三号ハ	相当スル額	相当スル額ニ〇・九六八ヲ乗ジテ得タル

第四十一条第一項第一号及び第五十条ノ二第二項	相当スル金額	相当スル金額ニ〇・九七八ヲ乗ジテ得タル額
第四十一条第一項第一号ロ	三十七万七千六百六十円	三十六万八千八百六十二円
第四十一条第二項及び第五十条ノ二第三項	相当スル額	相当スル額ニ〇・九七八ヲ乗ジテ得タル額
第四十一条ノ二第一項	八十万四千二百円	七十八万六千五百円
	二十万三千四百円	二十二万六千三百円
	四十六万二千八百円	四十五万二千六百円
	七万七千百円	七万五千四百円
第五十条ノ二第一項第三号ロ	十八万八千五百八十円	十八万四千四百三十一円
第五十条ノ二第一項第三号ハ	相当スル額	相当スル額ニ〇・九七八ヲ乗ジテ得タル

第五十条ノ三ノ二		額			
十五万四千二百円		十四万九千三百円			
二十六万九千九百円		二十六万千三百円			
別表第三ノ二		二二四、〇〇〇円			
二二一、四〇〇円		四六二、八〇〇円			
五三九、九〇〇円		五二二、六〇〇円			
七七、一〇〇円		七四、六〇〇円			

2 (略)

(厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により計算した年金額等の水準を表す指数の計算方法)

第十一条 (略)

2 平成二十五年度における平成十六年改正法附則第三十一条第一項第二号の指数は、平成二十四年度における指数に〇・九九〇を乗じて得た数(その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

第五十条ノ三ノ二		額			
十五万四千二百円		十五万八百円			
二十六万九千九百円		二十六万四千円			
別表第三ノ二		二二六、三〇〇円			
二二一、四〇〇円		四六二、八〇〇円			
五三九、九〇〇円		五二八、〇〇〇円			
七七、一〇〇円		七五、四〇〇円			

2 (略)

(厚生年金保険法第四十三条第一項の規定により計算した年金額等の水準を表す指数の計算方法)

第十一条 (略)

2 平成二十五年度以降の各年度における平成十六年改正法附則第三十一条第一項第二号の指数は、当該年度の前年度における指数に、平成二十三年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率(一を上回る場合にあっては、一)を乗じて得た数(その数に小数点以下四位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)とする。

3 (略)

(平成二十五年十月以降の月分の移行農林共済年金及び移行農林年金の額の計算に関する経過措置についての読替え等)

第十二条 平成二十五年十月以降の月分の移行農林共済年金について平成十六年改正法附則第五十二条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十二条第一項の規定を適用する場合には、同条第二項の規定によるほか、平成十六年改正法第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた次の表の上欄に掲げる法律の規定（第四項においてなおその効力を有するものとされた平成十六年改正政令第七条の規定による改正前の平成十四年経過措置政令の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第一項第二号及び第二十六条第二号	新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額）	七十七万八千五百円

3 (略)

(平成二十四年四月以降の月分の移行農林共済年金及び移行農林年金の額の計算に関する経過措置についての読替え等)

第十二条 平成二十四年四月以降の月分の移行農林共済年金について平成十六年改正法附則第五十二条第一項の規定を適用する場合には、同条第二項の規定によるほか、平成十六年改正法第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた次の表の上欄に掲げる法律の規定（第四項においてなおその効力を有するものとされた平成十六年改正政令第七条の規定による改正前の平成十四年経過措置政令の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定）中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
廃止前昭和六十年農林共済改正法附則第十五条第一項第二号及び第二十六条第二号	新国民年金法第二十七条本文に規定する老齢基礎年金の額（新国民年金法第十六条の二の規定による年金の額の改定の措置が講ぜられたときは、当該改定後の額）	七十八万六千五百円

(略)

2 平成二十五年十月以降の月分の移行農林共済年金について平成十六年改正法附則第五十二条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十二条第一項の規定を適用する場合において、平成十四年一月以後の旧農林共済組合員期間（平成十四年経過措置政令第十四条の二第一項に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）があるときは、平成十六年改正法附則第五十二条第二項（同項の表廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下同じ。）第三十七条第一項第一号の項、廃止前農林共済法第四十二条第一項第一号及び第二項第一号、第四十七条第一項第一号イ及び第二号イ並びに第二項第一号並びに附則第九条第二項第一号及び第二号の項及び農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十四号）附則第四条第一項第二号の項に限る。）の規定にかかわらず、平成十六年改正法第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

廃止前農林共済法	第三十七条第一項第一号、第四十二条第一項第一号及び第二項第一号、第四十七	乗じて得た額	乗じて得た額に○・九七七（平成十三年十二月以前の旧農林共済組合員期間があるときは、○・九六八）を乗じて得た額
七条第一項第一	七条第一項第一	七条第一項第一	七条第一項第一

(略)

2 平成二十四年四月以降の月分の移行農林共済年金について平成十六年改正法附則第五十二条第一項の規定を適用する場合において、平成十四年一月以後の旧農林共済組合員期間（平成十四年経過措置政令第十四条の二第一項に規定する旧農林共済組合員期間をいう。）があるときは、平成十六年改正法附則第五十二条第二項（同項の表廃止前農林共済法（平成十三年統合法附則第二条第一項第一号に規定する廃止前農林共済法をいう。以下同じ。）第三十七条第一項第一号の項、廃止前農林共済法第四十二条第一項第一号及び第二項第一号、第四十七条第一項第一号イ及び第二号イ並びに第二項第一号並びに附則第九条第二項第一号及び第二号の項及び農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十四号）附則第四条第一項第二号の項に限る。）の規定にかかわらず、平成十六年改正法第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた次の表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

廃止前農林共済法	第三十七条第一項第一号、第四十二条第一項第一号及び第二項第一号、第四十七	乗じて得た額	乗じて得た額に○・九八七（平成十三年十二月以前の旧農林共済組合員期間があるときは、○・九七七）を乗じて得た額
七条第一項第一	七条第一項第一	七条第一項第一	七条第一項第一

平成十二年農林共 済改正法	号イ及び第二号 イ並びに第二項 第一号並びに附 則第九条第二項 第二号		
	附則第九条第二 項第一号	乗じて得 た額	乗じて得た額に○・ 九六八を乗じて得た 額
	乗じて得 た額	乗じて得た額に○・ 九六七（平成十三年 十二月以前の旧農林 共済組合員期間（平 成十三年統合法附則 第二条第一項第七号 に規定する旧農林共 済組合員期間をいう 。）があるときは、 ○・九六八）を乗じ て得た額	
	附則第四条第一 項第二号	乗じて得 た額	

3 平成二十五年十月以降の月分の移行農林共済年金について平成十六年改正法附則第五十二条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十二条第一項の規定を適用する場合には、平成十六年改正法第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則

平成十二年農林共 済改正法	号イ及び第二号 イ並びに第二項 第一号並びに附 則第九条第二項 第二号		
	附則第九条第二 項第一号	乗じて得 た額	乗じて得た額に○・ 九七八を乗じて得た 額
	乗じて得 た額	乗じて得た額に○・ 九八七（平成十三年 十二月以前の旧農林 共済組合員期間（平 成十三年統合法附則 第二条第一項第七号 に規定する旧農林共 済組合員期間をいう 。）があるときは、 ○・九七八）を乗じ て得た額	
	附則第四条第一 項第二号	乗じて得 た額	

3 平成二十四年四月以降の月分の移行農林共済年金について平成十六年改正法附則第五十二条第一項の規定を適用する場合には、平成十六年改正法第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第八項及び第九項の規定は、なおその効力を有する。この

第十六条第八項及び第九項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第八項第一号中「厚生年金保険法」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第七条の規定による改正前の厚生年金保険法（次号において「改正前厚生年金保険法」という。）」と、同項第二号中「厚生年金保険法」とあるのは「改正前厚生年金保険法」と読み替えるものとする。

4 平成二十五年十月以降の月分の移行農林共済年金について平成十六年改正法附則第五十二条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十二条第一項の規定を適用する場合には、平成十六年改正政令第七条の規定による改正前の平成十四年経過措置政令第十四条（同条第一項の表第三十八条の二第一項第一号の項、第三十八条の二第一項第二号の項、第三十八条の二第一項第二号イ、ロ及びハの項、第三十八条の二第一項第二号ニの項、第三十八条の三第一項の項及び附則第十二条の五第四項、第五項及び第六項並びに第十二条の六の項、第十四条第六項の表附則第十六条の項並びに第十四条第七項の表附則第五条第一項の項及び附則第五条第二項の項を除く。）から第十四条の三まで及び第十六条（同条の表第十九条第一項第一号及び第二号の項を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成十六年改正政令第七条の規定による改正前の平成十四年経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
第十四条の二第一項	合算した額
	合算した額に〇・九七七（平成十三年十

場合において、同条第八項第一号中「厚生年金保険法」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）第七条の規定による改正前の厚生年金保険法（次号において「改正前厚生年金保険法」という。）」と、同項第二号中「厚生年金保険法」とあるのは「改正前厚生年金保険法」と読み替えるものとする。

4 平成二十四年四月以降の月分の移行農林共済年金について平成十六年改正法附則第五十二条第一項の規定を適用する場合には、平成十六年改正政令第七条の規定による改正前の平成十四年経過措置政令第十四条（同条第一項の表第三十八条の二第一項第一号の項、第三十八条の二第一項第二号の項、第三十八条の二第一項第二号イ、ロ及びハの項、第三十八条の二第一項第二号ニの項、第三十八条の三第一項の項及び附則第十二条の五第四項、第五項及び第六項並びに第十二条の六の項、第十四条第六項の表附則第十六条の項並びに第十四条第七項の表附則第五条第一項の項及び附則第五条第二項の項を除く。）から第十四条の三まで及び第十六条（同条の表第十九条第一項第一号及び第二号の項を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成十六年改正政令第七条の規定による改正前の平成十四年経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	
第十四条の二第一項	合算した額
	合算した額に〇・九八七（平成十三年十

(略)	第十四条の三第一項	(略)	二月以前の旧農林共済組合員期間があるときは〇・九六八を乗じて得た額
	一・〇三一を乗じて得た額		
	一・〇三一を乗じて得た額に〇・九七七(平成十三年十二月以前の旧農林共済組合員期間があるときは〇・九六八)を乗じて得た額		

第十三条 平成二十五年十月以降の月分の移行農林年金について平成十六年改正法附則第五十三条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十三条第一項の規定を適用する場合には、同条第二項の規定によるほか、平成十六年改正法第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた次の表の第一欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定(第三項においてなおその効力を有するものとされた平成十六年改正政令第七条の規定による改正前の平成十四年経過措

(略)	第十四条の三第一項	(略)	二月以前の旧農林共済組合員期間があるときは〇・九七八を乗じて得た額
	一・〇三一を乗じて得た額		
	一・〇三一を乗じて得た額に〇・九八七(平成十三年十二月以前の旧農林共済組合員期間があるときは〇・九七八)を乗じて得た額		

第十三条 平成二十四年四月以降の月分の移行農林年金について平成十六年改正法附則第五十三条第一項の規定を適用する場合には、同条第二項の規定によるほか、平成十六年改正法第三十一条の規定による改正前の平成十三年統合法附則第十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた次の表の第一欄に掲げる政令の同表の第二欄に掲げる規定(第三項においてなおその効力を有するものとされた平成十六年改正政令第七条の規定による改正前の平成十四年経過措置政令の規定により読み替えられた場合には、読替え後の規定)中

置政令の規定により読み替えられた場合には、読替後の規定）中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

農林漁業団体職員 共済組合法施行令 等の一部を改正す る政令（昭和六 十一年政令第六 十七号。以下「昭 和六十一年農林改 正令」という。）	附則第三十八条	百十分の 百を乗じ て得た額	百十分の百を乗じて 得た額に〇・九六八 を乗じて得た額
農林漁業団体職員 共済組合法施行令 等の一部を改正す る政令（平成十二 年政令第百八十六 号）	附則第三十九条 第一項及び第二 項並びに第四十 三条第一項及び 第二項	百十分の 百を乗じ て得た額	百十分の百を乗じて 得た額に〇・九六八 を乗じて得た額
農林漁業団体職員 共済組合法施行令 等の一部を改正す る政令（平成十二 年政令第百八十六 号）	附則第四条第二 号	乗じて得 た額	乗じて得た額に〇・ 九六八を乗じて得た 額

同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

農林漁業団体職員 共済組合法施行令 等の一部を改正す る政令（昭和六 十一年政令第六 十七号。以下「昭 和六十一年農林改 正令」という。）	附則第三十八条	百十分の 百を乗じ て得た額	百十分の百を乗じて 得た額に〇・九七八 を乗じて得た額
農林漁業団体職員 共済組合法施行令 等の一部を改正す る政令（平成十二 年政令第百八十六 号）	附則第三十九条 第一項及び第二 項並びに第四十 三条第一項及び 第二項	百十分の 百を乗じ て得た額	百十分の百を乗じて 得た額に〇・九七八 を乗じて得た額
農林漁業団体職員 共済組合法施行令 等の一部を改正す る政令（平成十二 年政令第百八十六 号）	附則第四条第二 号	乗じて得 た額	乗じて得た額に〇・ 九七八を乗じて得た 額

2 平成二十五年十月以降の月分の移行農林年金について平成十六年改正法附則第五十三条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正

法附則第五十三条第一項の規定を適用する場合には、平成十四年経過措置政令第十八条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十一年農林改正令第二条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）第二十条第一項中「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号。以下「平成十六年改正法」という。）第三十一条の規定による改正前の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」と、同項第二号中「昭和六十年法律第三十四号」とあるのは「昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。」と、「昭和三十四年法律第百四十一号」とあるのは「昭和三十四年法律第百四十一号。以下「旧国民年金法」という。」と、「同法」とあるのは「平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法」と、「計算した額」とあるのは「計算した額に〇・九六八を乗じて得た額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 平成二十五年十月以降の月分の移行農林年金について平成十六年改正法附則第五十三条の二の規定により読み替えられた平成十六年改正法附則第五十三条第一項の規定を適用する場合には、平成十六年改正政令第七条の規定による改正前の平成十四年経過措置政令第十五条（同条第一項の表附則第四十八条第一項第一号の項、附則第四十

2 平成二十四年四月以降の月分の移行農林年金について平成十六年改正法附則第五十三条第一項の規定を適用する場合には、平成十四年経過措置政令第十八条の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた昭和六十一年農林改正令第二条の規定による改正前の沖縄の復帰に伴う農林水産省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十八号）第二十条第一項中「厚生

年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律」と、同項第二号中「昭和六十年法律第三十四号」とあるのは「昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。」と、「昭和三十四年法律第百四十一号」とあるのは「昭和三十四年法律第百四十一号。以下「旧国民年金法」という。」と、「同法」とあるのは「平成十六年改正法第十四条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第三十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧国民年金法」と、「計算した額」とあるのは「計算した額に〇・九七八を乗じて得た額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 平成二十四年四月以降の月分の移行農林年金について平成十六年改正法附則第五十三条第一項の規定を適用する場合には、平成十六年改正政令第七条の規定による改正前の平成十四年経過措置政令第十五条（同条第一項の表附則第四十八条第一項第一号の項、附則第四十八条第一項第二号の項、附則第四十八条第一項第二号イ、ロ及びハ

八条第一項第二号の項、附則第四十八条第一項第二号イ、ロ及びハの項、附則第四十八条第一項第二号ニの項及び附則第四十九条第一項の項を除く。）及び第十七条（同条第一項の表附則第四十八条第一項第一号の項及び附則第四十八条第一項第二号の項並びに第十七条第三項の表附則第四十八条第一項第一号の項及び附則第四十八条第一項第二号の項を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成十六年改正政令第七条の規定による改正前の平成十四年経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第十五条第六項	(略)	
	乗じて得た額	乗じて得た額に○・ 九六八を乗じて得た額

（平成二十五年十月以降の月分の平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の額の計算に関する経過措置）

第二十条 平成二十五年十月以降の月分の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付については、平成十六年国共

の項、附則第四十八条第一項第二号ニの項及び附則第四十九条第一項の項を除く。）及び第十七条（同条第一項の表附則第四十八条第一項第一号の項及び附則第四十八条第一項第二号の項並びに第十七条第三項の表附則第四十八条第一項第一号の項及び附則第四十八条第一項第二号の項を除く。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成十六年改正政令第七条の規定による改正前の平成十四年経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
第十五条第六項	(略)	
	乗じて得た額	乗じて得た額に○・ 九七八を乗じて得た額

（平成二十四年四月以降の月分の平成八年改正法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付の額の計算に関する経過措置）

第二十条 平成二十四年四月以降の月分の厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下「平成八年改正法」という。）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金たる給付については、平成十六年国共

済改正法附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年国共済改正法附則第四条及び平成十六年国共済改正法附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年国共済改正法附則第五条並びに国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号。以下「平成十六年国共済改正政令」という。）附則第二条から第四条までの規定を適用する。

2 前項に規定する年金たる給付について平成十六年国共済改正法附則第四条の二の規定により読み替えられた平成十六年国共済改正法附則第四条第一項又は平成十六年国共済改正法附則第五条の二の規定により読み替えられた平成十六年国共済改正法附則第五条第一項の規定を適用する場合には、平成十六年改正政令第五条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十三条及び第二十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成十六年改正政令第五条の規定による改正前の平成九年経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条第二項	同条第一項中「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十五万四千三百二十円」と、同条第二項中	同条第一項中「年金に對する」とあるのは「年金に對する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号。以下
----------	---	---

済改正法附則第四条及び第五条並びに国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号。以下「平成十六年国共済改正政令」という。）附則第二条から第四条までの規定を適用する。

2 前項に規定する年金たる給付について平成十六年国共済改正法附則第四条第一項又は第五条第一項の規定を適用する場合には、平成十六年改正政令第五条の規定による改正前の厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号。以下「平成九年経過措置政令」という。）第二十三条及び第二十七条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる平成十六年改正政令第五条の規定による改正前の平成九年経過措置政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十七条第二項	同条第一項中「七十三万二千二百八十円」とあるのは「七十五万四千三百二十円」と、同条第二項中	同条第一項中「年金に對する」とあるのは「年金に對する国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号。以下
----------	---	---

「平成十六年国共済
改正法」という。）
第九条の規定による
改正前の」と、「に
ついては、」とある
のは「については、
平成十六年国共済改
正法附則第五条第二
項及び国家公務員共
済組合法施行令等の
一部を改正する政令
（平成十六年政令第
二百八十六号。以下
「平成十六年国共済
改正政令」という。
）附則第三条の規定
を適用せず、平成十
六年国共済改正法第
九条の規定による改
正前の」と、「百分
分の百」とあるのは
「百分分の百を乗じ
て得た金額に〇・九
六八」と、「附則第
四十条第一項第一号
」とあるのは「平成

「平成十六年国共済
改正法」という。）
第九条の規定による
改正前の」と、「に
ついては、」とある
のは「については、
平成十六年国共済改
正法附則第五条第二
項及び国家公務員共
済組合法施行令等の
一部を改正する政令
（平成十六年政令第
二百八十六号。以下
「平成十六年国共済
改正政令」という。
）附則第三条の規定
を適用せず、平成十
六年国共済改正法第
九条の規定による改
正前の」と、「百分
分の百」とあるのは
「百分分の百を乗じ
て得た金額に〇・九
七八」と、「附則第
四十条第一項第一号
」とあるのは「平成

十六年国共済改正法
第九条の規定による
改正前の附則第四十
条第一項第一号」と
、「七十三万二千二百
八十円」とあるのは
「七十五万四千三百
二十円」と、「附則
第四十二条第二項後
段」とあるのは「平
成十六年国共済改正
法第九条の規定によ
る改正前の附則第四
十二条第二項後段」
と、「附則第四十六
条第一項第一号」と
あるのは「平成十六
年国共済改正法第九
条の規定による改正
前の附則第四十六
条第一項第一号」と、
同条第二項中「年金
に対する」とあるの
は「年金に対する平
成十六年国共済改正
法第九条の規定によ

十六年国共済改正法
第九条の規定による
改正前の附則第四十
条第一項第一号」と
、「七十三万二千二百
八十円」とあるのは
「七十五万四千三百
二十円」と、「附則
第四十二条第二項後
段」とあるのは「平
成十六年国共済改正
法第九条の規定によ
る改正前の附則第四
十二条第二項後段」
と、「附則第四十六
条第一項第一号」と
あるのは「平成十六
年国共済改正法第九
条の規定による改正
前の附則第四十六
条第一項第一号」と、
同条第二項中「年金
に対する」とあるの
は「年金に対する平
成十六年国共済改正
法第九条の規定によ

	一・二八〇九〇九	一・二七五四五五	一・二五	一・二三九〇九一	七十四万二千五百四十 円	三万七千二百二十七円
	「と、 改正前の」と、 、平成十六年国共済 改正法附則第五条第 二項及び平成十六年 国共済改正政令附則 第三条の規定を適用 せず、平成十六年国 共済改正法第九条の 規定による改正前の 」と、	一・二四二九七五	一・二二三〇五五	一・二二〇二四九五	七十二万六百元	三万六千三十円」と 、「附則第四十条第

	一・二八〇九〇九	一・二七五四五五	一・二五	一・二三九〇九一	七十四万二千五百四十 円	三万七千二百二十七円
	「と、 改正前の」と、 、平成十六年国共済 改正法附則第五条第 二項及び平成十六年 国共済改正政令附則 第三条の規定を適用 せず、平成十六年国 共済改正法第九条の 規定による改正前の 」と、	一・二五四八二九	一・二二四六〇〇	一・二二三九三一	七十二万七千四百六 十円	三万六千三百七十三 円」と、「附則第四

3・4 (略)	第二十七条第五項		(略)	一 項 第 一 号
	一・〇二八五四	(略)		
	〇・九九八一六五			

3・4 (略)	第二十七条第五項		(略)	十 条 第 一 項 第 一 号
	一・〇二八五四	(略)		
	一・〇〇七六五八			

◎ 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号） 抄
 （第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行												
（老齢福祉年金の支給停止に関する規定の読替え） 第五十二条 昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた次の表の上欄に掲げる旧国民年金法施行令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>第六条の四第三項及び 第六条の五第二項</td><td>三万二千四百円</td><td>八万五千八百円</td></tr></table> 2 （略） （旧厚生年金保険法附則第十六条第二項に規定する政令で定める額） 第九十四条 昭和六十年改正法附則第七十八条第二項により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法附則第十六条第二項に規定する政令で定める額は、<u>十一万二千二百円</u>とする。 （改正前の法律第七十二号附則第十条に規定する政令で定める額）	（略）			第六条の四第三項及び 第六条の五第二項	三万二千四百円	八万五千八百円	（老齢福祉年金の支給停止に関する規定の読替え） 第五十二条 昭和六十年改正法附則第三十二条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた次の表の上欄に掲げる旧国民年金法施行令の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td colspan="3">（略）</td></tr><tr><td>第六条の四第三項及び 第六条の五第二項</td><td>三万二千四百円</td><td>八万八千五百円</td></tr></table> 2 （略） （旧厚生年金保険法附則第十六条第二項に規定する政令で定める額） 第九十四条 昭和六十年改正法附則第七十八条第二項により読み替えられてなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法附則第十六条第二項に規定する政令で定める額は、<u>十一万二千四百円</u>とする。 （改正前の法律第七十二号附則第十条に規定する政令で定める額）	（略）			第六条の四第三項及び 第六条の五第二項	三万二千四百円	八万八千五百円
（略）													
第六条の四第三項及び 第六条の五第二項	三万二千四百円	八万五千八百円											
（略）													
第六条の四第三項及び 第六条の五第二項	三万二千四百円	八万八千五百円											

第百十七条 昭和六十年改正法附則第八十七条第三項により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前の法律第七十二号附則第十条に規定する政令で定める額は、十一万二千二百円とする。

第百十七条 昭和六十年改正法附則第八十七条第三項により読み替えられてなおその効力を有するものとされた改正前の法律第七十二号附則第十条に規定する政令で定める額は、十一万二千四百円とする。